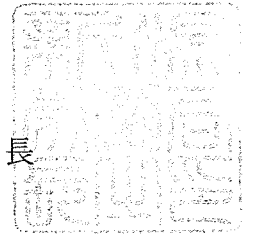




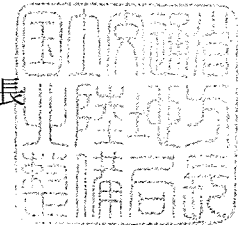
新労発基 0928 第 2 号
国北整計建第 687 号
令和 5 年 9 月 28 日

関係事業者団体等代表者 殿

新潟労働局長



北陸地方整備局長



建設業における働き方改革に向けた取組について

平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

建設業については、長時間労働の背景に発注者との取引慣行など、個々の事業主の努力では解決できない課題があることから、現在、時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年法律第 71 号）による労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）の改正に伴い、令和 6 年 4 月 1 日から、時間外労働の上限を原則として月 45 時間、年 360 時間とし、臨時的な特別の事情がある場合でも月 100 時間未満・複数月平均 80 時間以内（休日労働含む）、年 720 時間以内が限度とする規制が適用されます（災害の復旧・復興の事業を除く）。

上限規制の円滑な適用のためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休 2 日の推進等の休日確保など、発注者の理解と協力が不可欠であることから、関係省庁で連携し、建設企業、発注者等の関係者に対し、あらゆる機会を捉えて、これらの改正事項並びに取引環境及び長時間労働の改善について周知、相談・支援等を実施しているところです。

つきましては、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し別添資料（リーフレット）を周知いただくこと等により、適正な工期設定等の建設業における働き方改革に向けた取組への配慮等につき、特段の御協力、御支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、社会全体において建設業や運輸業等の長時間労働の改善

に向けた機運の醸成を図ることを目的として、国民一人一人に協力をいただきたい内容について広く周知を行うための「特設サイト」を開設しました。

こちらにつきましても、貴団体傘下の団体・企業又は構成組織等に対し、ポスターの掲示や広報誌、ホームページ等への掲載等による周知につきまして、併せてよろしくお願い申し上げます。

■はたらきかたススめ特設サイト「特設サイト」

URL：<https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/>

※ 特設サイトでは、俳優の小芝風花さんを起用した働き方改革PR動画シリーズ「はたらきかたススめ」（国民向け、建設業編、トラック編等）を公開しています。

動画シリーズを通して、建設業、運輸業等が抱える課題や、これらの産業での働き方改革の実現に向けて、国民の皆さまにご協力いただきたい内容を伝えていきます。

（別添資料）

- ・【リーフレット1】工事発注者の皆様へ 建設会社の「働き方」が変わります！

URL：https://jsite.mhlw.go.jp/niigata-roudoukyoku/content/contents/1-2_koujihatyusyamuke.pdf

- ・【リーフレット2】建設工事の発注者のみなさまへ

URL：<https://www.hrr.mlit.go.jp/kensei/sangyo/kensetsu/kensetukoujihachusha202309.pdf>

建設会社の 「働き方」が変わります！

2024(令和6)年4月1日から建設会社にも
時間外労働の上限規制が適用されます。

ポイント1

現在、建設業については、36協定で定める時間外労働の上限規制の適用が猶予されていますが、2024(令和6)年4月1日以降、原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなります。

ポイント2

また、臨時的な特別の事情(特別条項)があっても、以下の上限を超える時間外労働・休日労働はできなくなります。

- ・ **1年間**の時間外労働は**720時間以内**
- ・ **1か月**の時間外労働と休日労働の合計は**100時間未満**(※)
- ・ 時間外労働と休日労働の合計について、「2か月平均」「3か月平均」「4か月平均」「5か月平均」「6か月平均」が全て**1か月当たり80時間以内**(※)
- ・ 時間外労働が月45時間を超えることができるのは、**年6か月まで**。

✓ 今後このような取り組みが進んでいくものと考えられます。
工事発注の際には、ご理解とご協力をお願いいたします。

週休2日制の
推進

年次有給休暇
の取得促進

適正な工期の
設定

施工時期の
平準化

適切な賃金
水準の確保

人材確保と
育成など



(※) 災害の復旧・復興の事業に関しては、時間外労働と休日労働の合計について「月100時間未満/2～6か月平均80時間以内」の規定は適用されません。



中小企業に対する月60時間超の 時間外労働の割増賃金率が 引き上げられました！



(令和5年4月1日～)

月60時間超の残業割増賃金率 **大企業、中小企業とも50%**
※中小企業の割増賃金率を上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

「下請たたき」は禁止されています！

著しく短い工期を設定するなどの行為（いわゆる「下請たたき」）は、「建設業法」で禁止されています。

労働基準監督署では、下請たたきに関する相談に対応し、国土交通省への取次ぎも行っています。

下請負人

相談

労働基準
監督署

取次ぎ

国土交通省

調査・指導

下請負人

(※下請取引に限らず、発注者と元請負人との間の取引についても相談の対象となります。)



- ◆ 「働き方改革」の取り組みをサポートするため、労働時間相談・支援コーナーを労働基準監督署に設置しています。
- ◆ 無料で個別出張相談も受け付けておりますので、お気軽にお近くの労働基準監督署にお問合せください。



受付時間：8時30分～17時15分（土・日・祝祭日を除く）

建設工事の発注者のみなさまへ

建設業は皆様のパートナー産業です

建設業の働き方改革の推進にご理解とご協力を！

建設業は、住宅、オフィスビル、店舗、工場などの建築や学校、病院などの公共施設の建築、市民生活と経済活動の基盤となる、道路、橋、堤防などの建設やメンテナンス、降雪時の除雪など、地域社会と共生し、地域経済と雇用を支える役割を担っています。

また、近年、頻発化している地震や記録的な豪雨、台風など激甚化している自然災害の発生時には、最前線での応急対応、復旧・復興活動など、安全・安心の確保を担う「地域の守り手」であり、人々の生活基盤を支える、**不可欠な基幹産業**です。

建設業就業者の長時間労働を削減するためには、建設業者の取組だけではなく、**建設工事発注者のご理解とご協力が必要です。**

建設工事の発注者の皆さまにおかれましては、本リーフレットの趣旨をご理解いただき、**適正な工期設定での工事発注をお願いします。**

2024(令和6)年4月1日から

建設業も時間外労働の上限規制が適用されます

2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができません。

著しく短い工期の請負契約は禁止されています

- 建設業法第19条の5において、「注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。」ことが規定されています。
- 建設業法第19条の6第2項において、「建設業者と請負契約（請負代金額が500万円（建築一式工事は1,500万円）以上であるものに限る。）を締結した発注者が前条の規定に違反した場合において、特に必要があると認めるときは、当該建設業者の許可をした国土交通大臣又は都道府県知事は、当該発注者に対して必要な勧告をすることができる。」ことが規定されています。
- 時間外労働の上限規制を上回る違法な時間外労働時間を前提として設定される工期は、例えば、**発注者と受注者との間で合意している場合であっても、「著しく短い工期」とであると判断**されます。
- **長時間労働を前提とした短い工期での工事は、建設業就業者の長時間労働を助長するのみならず、事故の発生や手抜き工事にもつながるおそれもあります。**また、**建設業法違反で勧告等**される場合があります。

詳しくは裏面をご確認下さい

◇工期に関する基準

(令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告)

適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、**建設工事において適正な工期を確保するための基準**

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html



◇発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

発注者と受注者との間で行われる請負契約の締結やその履行に関し、法律の不知等による法令違反行為を防ぎ、**発注者と受注者との対等な関係の構築及び公正・透明な取引の実現を図るためのガイドライン**

<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001493757.pdf>

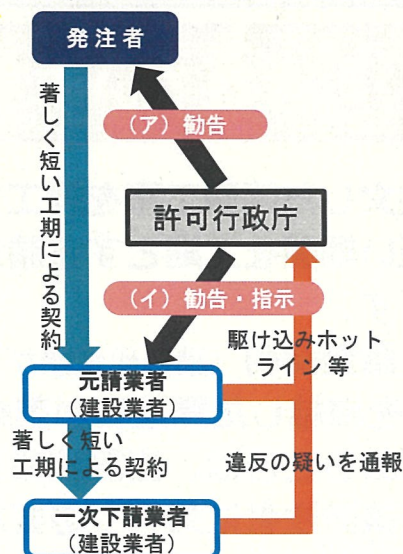


著しく短い工期の禁止（建設業法第19条の5）

【建設業法第19条の5違反となるおそれがある行為事例】

- ① 発注者が早期の引渡しを受けるため、受注予定者に対して、一方的に当該建設工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を示し、当該期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ② 受注予定者が、発注者から提示された工事内容を適切に施工するため、通常必要と認められる期間を工期として提示したにも関わらず、それよりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合
- ③ 受注者の責めに帰さない理由により、当初の請負契約において定めた工期を変更する際、当該変更後の工事を施工するために通常よりもかなり短い期間を工期とする請負契約を締結した場合

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期」とする請負契約を締結した場合、発注者に対し、国土交通大臣又は県知事は必要な勧告を行うことがあります（勧告に従わない場合は公表されることがあります）

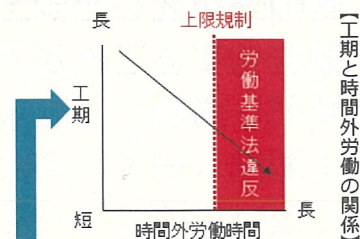


(ア) 国土交通大臣又は県知事は著しく短い工期で契約を締結した**発注者**に対して、**勧告**を行うことができ、**従わない場合はその旨を公表**することができる。
※必要があるときは、発注者に対し、報告又は資料の提出を求めることが可能

(イ) 建設工事の注文者が建設業者である場合、国土交通大臣又は県知事は建設業法第41条を根拠とする**勧告**や第28条を根拠とする**指示処分**を行う。
※法第31条を根拠とする立入検査や報告徴取も可能

「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

- 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは、単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。



「工期が短い」と「時間外労働が長く」なり、上限を超える時間外労働が発生し、労働基準法違反を招くおそれがある